



育児ヘルプサービスのご案内

妊娠中や出産後、日中に家族支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭に、訪問支援員（育児ヘルパー）を派遣し、家事や育児を行い子育てを支援するサービスです。

利用できる方

大崎市内に住所があり、妊娠中（母子健康手帳の交付を受けた方）及び産後の方で、日中家事や育児を手伝ってくれる人がいない方。

サービス内容

- 家事に関して
食事の準備、後片付け、洗濯、生活必需品の買い物、住居内の掃除など
 - 育児に関して
おむつの交換、衣類の着脱、授乳、沐浴の介助、兄弟の遊び相手など
- ※お母様が一時的に外出し、ヘルパーと乳児のみ在宅になる場合、サービスは行えませんので、ご注意ください。
- ※大掃除・引越準備・除草等臨時的な家事は含まれません。



申請方法

☆申請は、窓口に来所、または市ウェブサイトより申請書をダウンロードし、ご記入の上、左記まで送付下さい。

※申請する年の1月1日に大崎市に住所がない方は、前市町村の「課税証明書」が必要です。

【問い合わせ・申請窓口】

- 〇こども家庭センター（大崎市役所健康推進課内）
住所：〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号
TEL：23-2216（直通）
- 〇松山総合支所 市民福祉課 TEL：55-2114
〇三本木総合支所 市民福祉課 TEL：52-2114
〇鹿島台総合支所 市民福祉課 TEL：56-7114
〇岩出山総合支所 市民福祉課 TEL：72-1212
〇鳴子総合支所 市民福祉課 TEL：82-3131
〇田尻総合支所 市民福祉課 TEL：38-1155

利用できる期間・回数等

- 期間：母子健康手帳交付後から出産後1年目の前日まで
- 回数：20回（双子の場合40回）まで
1日2回以内
- 時間：1回2時間まで（1時間単位）
- 時間帯：午前9時～午後6時



利用料金

- 1時間あたり600円
課税状況に応じて減額があります。
詳しくはお問い合わせください。
- ※利用料金は直接事業所にお支払いとなります。
※利用者の都合によるキャンセルは、キャンセル料（1回600円）が発生します。但し、訪問予定日前日の午後5時までに連絡をいただければキャンセル料は発生しません。

申請から利用まで

- ①申請時または申請書到着後、家庭の状況や希望するサービス内容等お伺いします。
- ②利用決定通知書の送付と併せて市担当者とヘルパーが訪問し、利用日やサービス内容を確認後、利用開始となります。
（開始まで申請後おおむね2週間程度かかります）

アンケートにご協力ください

この事業をより良いものにしていくため、利用中もしくは利用後に1回、アンケートの回答にご協力ください。



こちらから→